

## 「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」の結果について

### 1 調査の概要

平成 13 年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）で、加害者の更生のための指導の方法等について調査研究を推進するよう規定されていることや、男女共同参画会議から述べられた意見（平成 14 年 4 月 2 日付け）などを踏まえ、実施。

我が国における配偶者からの暴力の加害者更生のための取組は、幾つかの民間団体が、自主的に参加する加害者を対象に実施しているが、公的な機関が関与する制度はないのが現状。

今回の調査研究は、有識者 7 人からなる研究会を立ち上げ、イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生に関する取組などについて調査。

### 2 調査結果の概要

各国では、制度として加害者更生が行われており、その内容を概観すると、裁判所による法的な強制（命令など）により加害者に何らかのプログラムを受講させている、保護観察を担当する機関が関与しているといった共通性が見られる。

ただし、諸外国と我が国とは、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面もある。

## 各国の制度の特徴

イギリス	刑罰の1つとして社会更生命令（コミュニティ・リハビリテーション・オーダー）が位置付けられており、その中に加害者更生プログラムが盛り込まれている。
ドイツ	不起訴に際し、加害者更生プログラムを受講させたり、裁判手続途中で中止し、加害者更生プログラムを受講させたりしている。
韓国	家庭維持を目的に、原則、加害者を逮捕、起訴しない。加害者は、検察官から家庭裁判所に送られ、そこで加害者更生プログラムの受講が命ぜられる。
台湾	被害者、警察官等の申立てにより裁判所が加害者更生プログラム受講を命じたり、裁判で有罪となったが刑の執行を猶予する場合の条件として受講させたりしている。
アメリカ (カリフォルニア州)	犯罪の疑いがあれば逮捕状なしに加害者を逮捕し、裁判手続を進めていく。逮捕後、裁判期日に裁判所に出頭することを約して釈放されるが、その条件として加害者更生プログラムを受講させたり、有罪で刑の執行を猶予する場合の条件として受講させたりしている。